

第七十一回国会 商工委員会 議 録 第 八 号

昭和四十八年三月十三日(火曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長代理 理事 田中 六助君

理事 稻村佐四郎君

理事 山田 久就君

理事 中村 重光君

理事 稻村 利幸君

越智 伊平君

笹山茂太郎君

澁谷 直藏君

田中 榮一君

松永 光君

加藤 清政君

佐野 進君

渡辺 三郎君

松尾 信人君

出席國務大臣

通商産業大臣 中曾根康弘君

出席政府委員

通商産業政務次官 塩川正十郎君

通商産業省公害保安局長 青木 慎三君

通商産業省鉱山石炭局長 外山 弘君

委員外の出席者

警察庁刑事局保安課長 相川 孝君

通商産業省公害保安局工業保安課長 上杉 一雄君

商工委員会調査室長 藤沼 六郎君

委員の異動

三月八日

辞任 加藤 清政君

藤田 高敏君

同日 阿部 昭吾君

同日 小林 進君

同日 阿部 昭吾君

同日 小林 進君

同日 阿部 昭吾君

同日 藤田 高敏君

同日 阿部 昭吾君

同日 藤田 高敏君

同日 阿部 昭吾君

同日 藤田 高敏君

同日 阿部 昭吾君

同日 藤田 高敏君

同日 阿部 昭吾君

同日 藤田 高敏君

同日 阿部 昭吾君

同日 藤田 高敏君

同日 阿部 昭吾君

同日 藤田 高敏君

同日 阿部 昭吾君

同日 藤田 高敏君

同日 阿部 昭吾君

同日 藤田 高敏君

同日 阿部 昭吾君

同日 藤田 高敏君

同日 阿部 昭吾君

同日 藤田 高敏君

同日 阿部 昭吾君

同日 藤田 高敏君

同日 阿部 昭吾君

同日 藤田 高敏君

同日 阿部 昭吾君

同日 藤田 高敏君

同日 阿部 昭吾君

同日 藤田 高敏君

補欠選任

阿部 昭吾君

小林 進君

加藤 清政君

藤田 高敏君

阿部 昭吾君

小林 進君

加藤 清政君

藤田 高敏君

阿部 昭吾君

小林 進君

加藤 清政君

藤田 高敏君

阿部 昭吾君

小林 進君

加藤 清政君

藤田 高敏君

阿部 昭吾君

小林 進君

加藤 清政君

藤田 高敏君

阿部 昭吾君

小林 進君

加藤 清政君

藤田 高敏君

阿部 昭吾君

小林 進君

加藤 清政君

藤田 高敏君

阿部 昭吾君

小林 進君

加藤 清政君

藤田 高敏君

阿部 昭吾君

小林 進君

加藤 清政君

藤田 高敏君

阿部 昭吾君

○田中(六)委員長代理 これより会議を開きます。

本日は、委員長所用のため、その指定により、私が委員長の職務を行ないます。

内閣提出、金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。竹村幸雄君。

○竹村委員 金属鉱山等の鉱害対策についてお伺いいたします。

有名な田中正造氏による足尾銅山鉱害の追及をはじめとして、鉱害一掃に対する抜本的対策が叫ばれて久しいわけですが、今回イタイイタイ病や土呂久鉱山鉱害問題を契機として、鉱害防止のための諸施策が講ぜられようとしていることに対しては一応の評価をいたしたものであります。

が、金属鉱業事業団法あるいは金属鉱業等鉱害対策特別措置法のみで、はたして鉱害の一掃という所期の目的を達成することができると、若干の危惧を持つておるものであります。

そこで、次の諸点についてお伺いをいたしたいと思います。

まず第一に、長年にわたる資源開発の結果、処理すべき膨大な蓄積鉱害源が存在すると規定いたしておりますが、蓄積鉱害源については、その実態を十分に把握されておるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○青木政府委員 蓄積鉱害源につきましては、かねてからいろいろの調査をいたしております。

まず第一に、鉱山保安監督局が稼行鉱山及び休廃止鉱山の一部について、従来監督、検査及び調査を行なってきたわけでございます。

昭和四十六年度末の数字で申し上げますと、稼行鉱山が二千二百二鉱山ございまして、休廃止のう

ち六百三十八鉱山につきましては、これに合わせまして定期巡回をいたしておりますので、この辺の調査につきましては、十分実態を把握していると存しております。しかし、そのほかの大部分の休廃止鉱山につきましては目下調査中でございます。

現時点におきましては、過去の資料、たとえば施業案、施設認可申請書、保安図等によりまして、蓄積鉱害源の有無及びその状況について推定しておるものでございますが、ほぼ実態に近いものと考えております。

これにつきましては、一番重金属の鉱害の推定されます千五百五十五鉱山につきまして、昭和四十五年

度より四力年計画で鉱山保安監督局において調査をいたしておりますので、四十八年度に三百二十五鉱山をやりますと、大体この千五百五十五

には調査が完了するわけでございます。残りです鉱山につきましては三千三百四十九ござい

ますが、県に委託いたしまして調査を今後実施していくことという事で予定しております。四十八年度

には約九百九十鉱山につきまして県に調査を委託する。この県の調査をまわしまして精密調査の必要

なものにつきましては、鉱山保安監督局がまたさらに詳細な調査をする、こういう段取りになっ

ておるわけでございます。

○竹村委員 鉱山保安法によりまして、鉱害には非常にきびしい規制があり、法律が正しく運用されておるとするならば、膨大な鉱害源が蓄積されることはないと思えますけれども、蓄積鉱害源があるという事は監督が不十分であったというふう

に理解していいのかわかりませんか。

○青木政府委員 現在、鉱山保安法によりまして、鉱害につきましてはきびしい規制をいたしておりますが、蓄積鉱害源となりましてのものにつき

ましては、従来重金属の分析技術が十分確立して

いなかったこと、あるいはその重金属によりまして

調査を行なってきたわけでございます。

昭和四十六年度末の数字で申し上げますと、稼

行鉱山が二千二百二鉱山ございまして、休廃止のう

ち六百三十八鉱山につきましては、これに合わせ

まして定期巡回をいたしておりますので、この辺

の調査につきましては、十分実態を把握していると

存しております。しかし、そのほかの大部分の

休廃止鉱山につきましては目下調査中でございます。

現時点におきましては、過去の資料、たと

えば施業案、施設認可申請書、保安図等により

まして、蓄積鉱害源の有無及びその状況について

被害の与え方の経路その他につきまして十分な解析がなされていなかったというののために、過去におきましてはそれほどきびしい鉱山保安法による規制がなされていなかったというのに基づいて、この点についてはどう思われますか。

○青木政府委員 戦時中の金属鉱山の増産につきましては、確かに戦時中という関係もございまして、相当無理した生産が行なわれたこともござい

○竹村委員 また、蓄積鉱害の理由の一つは、戦時中における国家の方針による増産第一主義、鉱害無視の政策の結果だといわれておりますけれども、その点についてはどう思われますか。

○青木政府委員 戦時中の金属鉱山の増産につきましては、確かに戦時中という関係もございまして、相当無理した生産が行なわれたこともござい

○竹村委員 重金屬の鉱害源についての分析の十分さについてはどう考えられますか。

○青木政府委員 重金屬によります鉱害の解析その他につきましては、従来から十分でなかったというところは私も認めざるを得ないと思っておりますけれども、その当時の分析技術ないし社会情勢から申しまして、いまから考えますとやむを得なかつたのではないかとはいふに解しております。

○竹村委員 中小鉱山については低利融資だけで十分鉱害防止がやっていると申されておられるが、先ほども申し上げましたように、蓄積鉱害については、国も全く責任がないと思われぬし、もっと手厚い措置が必要だと思っておりますけれども、その点についてはどう思われますか。

○青木政府委員 金属鉱害防止工事については、中小企業といえどもやはり第一次的には鉱業権者の責任でございますので、これは鉱業権者が極力それを処理するということが望ましいというふう

○竹村委員 戦時中、国の方針としての乱掘りよるところの蓄積鉱害については国の責任と思われけれども、その点についてはどうお考えになつておるか、そしていままた御答弁がありましたけれども、重金屬等の鉱害についての分析が十分でなかつたということでありませうけれども、その場合、無過失責任が国に問われると思ひますけれども、その点についての答弁を承りたいと思ひます。

○青木政府委員 戦時中の金属鉱山におきまして生産の命令その他増産の国策があつたわけでございますが、やはり生産をいたしますのは鉱業権者でございますので、第一次的には、鉱業権者は、たとえ国の命令がございまして、十分鉱害を防止して生産をすべき義務があるものと思われま

○青木政府委員 休廃止鉱山の蓄積鉱害量については増大してはどうかというお尋ねでございますが、現在、補助金の対象といたしてあります休廃止鉱山は、鉱業権が消滅した後五年以上を経過して、鉱山保安法上の義務者が不在の場合と、また五年以内でありまして、義務者が、法人の場合解散、個人の場合死亡等で現存しないか、無資力の場合等でございます。

このたび特別措置法、または金属鉱物採掘促進事業団法の改正によりまして、鉱業権者に対して、蓄積鉱害源の処理のための長期低利の融資を行なうというふうな制度を設けますと同時に、今後の操業に伴うものについては、積立金の制度を義務づけております。これら義務者がこういふ措置をとることによりまして、今後極力鉱業権者に処理していただくということによりまして、今後補助対象事業量を増大しないように処理してまいりたいというふうにお考えをしております。

○竹村委員 廃止鉱は、調査すればするほど数が無数にふえてくるのではないかと申すに言われておるのでありますけれども、その点についてはどうお考えですか。

○青木政府委員 先ほど御説明いたしましたとおり、残りの鉱山につきまして、県で概査をいたしまして、そのうち必要なものについては、鉱山監督局において精密調査をするということになっておりますが、現在までのところ、資料で推定しておりますので、実地に踏査いたしますと、ある

○竹村委員 基本的には、鉱害問題については、鉱業権者と監督者である国の責任において解決すべき問題であり、地方自治体に財政負担を押しつけるべきではないと思ひますけれども、その点についてのお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○青木政府委員 先生御指摘のとおり、鉱害につきましましては、第一次的には鉱業権者の義務でございますが、そういう鉱業権者にやらせることができないものにつきましましては、国が三分の二の補助金を交付し、地方公共団体が三分の一を負担するということも原則になっております。これは国の責任もございませうけれども、地方の住民の健康保持の問題でもあり、かつ、かつてはその地方の産業として、地方にも貢献した産業でもございませうので、

○青木政府委員 先ほどお答えいたしましたように、今後の工事費の値上がり分を考慮してはおりませんが、一応八十八億一千万円という鉱害量が急激に大きくなるというふうには私どもは考えておりませんが、それにしまして、今後事業が進んでまいりますにつかしまして、地方公共団体の財政が圧迫されることもあり得るというふうにお考えをしております。

私どものほうとしましては、今後の補助金工事の推移を見ながら、もし財政圧迫が非常に著しいということになりました場合には、関係省庁と協議いたしまして、何らかの改善措置を考えなければならぬというふうにお考えをしております。

○竹村委員 基本的には、鉱害問題については、鉱業権者と監督者である国の責任において解決すべき問題であり、地方自治体に財政負担を押しつけるべきではないと思ひますけれども、その点についてのお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○青木政府委員 先生御指摘のとおり、鉱害につきましましては、第一次的には鉱業権者の義務でございますが、そういう鉱業権者にやらせることができないものにつきましましては、国が三分の二の補助金を交付し、地方公共団体が三分の一を負担するということも原則になっております。これは国の責任もございませうけれども、地方の住民の健康保持の問題でもあり、かつ、かつてはその地方の産業として、地方にも貢献した産業でもございませうので、

その一部の費用を負担していただくということ  
は、ある程度考えてもよいのではないかと  
うに考えておられます。

○竹村委員 見解の相違になるわけですけれども、私は、基本的に鉱業権者並びに国のほうでこの種の問題は処理すべきであるというふうに考えておるところであります。

次に、法案の内容についてお伺いしたいと思  
います。

第一に、鉱害防止のための調査、指導の内容に  
ついてお尋ねをいたしたいと思います。

○青木政府委員 法に規定しております鉱害防止  
のための調査、指導と申しますのは、地方公共団  
体が国の補助を受けて行ないます事業につきま  
して、その鉱害防止、工事の調査及び指導とい  
うことでございます。

その調査と申しますのは、地方公共団体にお  
きましては、鉱山の事態を十分掌握してない面も  
ございまして、鉱山特有の鉱害防止工事でも  
ございまして、ある程度の専門性も要求されるわけ  
でございます。そういうことを踏まえて、金属  
鉱業事業団に鉱害防止対策をやってもらい、際  
しまして、その基礎的な調査につきましては、金属  
鉱業事業団に実施させるといことが第一点で  
ございます。

それから、指導につきましては、基礎調査が終  
わりました後に工事の設計その他の実務がついて  
くるわけでございますので、これにつきまして非  
常に経験が深い府県もございまして、あまり経験  
のない府県もございまして、その辺の専門的知  
識を提供いたしまして、その工事の円滑なる実施  
をはかりたいという意味での指導でございます。  
そのために、金属鉱業事業団に技術的なスタッフ  
を設け、府県の要請に応じまして指導に出かけて  
いくというような体制を整備いたしたいというふ  
うに考えております。

○竹村委員 事業団が実際に鉱害防止融資等を実  
施するのは、いつからやるのですか。

○青木政府委員 事業団が鉱害防止融資を実施  
いたしますのは、今回の法律によりまして、金属  
業等鉱害対策特別措置法によりまして、鉱業権者  
が鉱山保安監督局長に事業計画を出すことにな  
っております。この事業計画に基づいて実施さ  
れる工事が対象になるわけでございます。

時期的には、措置法の施行日は公布の日から三  
カ月をこえない範囲において政令で定めること  
になっておりますので、法の施行のための準備、さ  
らに事業計画の策定、それから事業団における融  
資計画の策定等の準備が必要でございますので、  
実際に融資が行なわれますのは、年度の後半にな  
るといふふうに考えております。

○竹村委員 次に、特別措置に關連して、鉱害防  
止積立金の今後の運用方針についてお伺いいた  
したいと思います。

○青木政府委員 鉱害防止積立金の目的は、今後  
の特定施設使用終了後におきまして、その積立金  
を取りくずして、鉱害防止事業を行なうというこ  
とを担保することでございます。したがって、積  
立ておく必要があるわけでございますが、その  
余裕金の運用につきましては、ある程度今後検討  
してまいりたいと思っております。

この運用をいたします場合に、鉱害防止事業の  
融資に使いますと、これが十五年という長い期間  
の貸し付けでございますので、実際上本来の目的  
に差しさわらないように運用しなければならませ  
んのです。この辺のところは今後検討いたしま  
して、できる限り有利な運用をいたしたいと思  
います。直ちに鉱害防止融資の財源として使える  
かどうかにつきましては、いましばらく検討して  
いたしたいと思います。

○竹村委員 次に、特別措置法と公害規制諸法と  
の關係について御説明を願いたいと思  
います。

○青木政府委員 特別措置法は、現在の鉱山保安  
法により規制の特別法といふふうな性格づけ  
るべきだと思っております。したがって、ほかの公  
害諸法との關係は、鉱山保安法と他の公害諸法と

の關係と同様といふふうに考えてお  
ります。

たとえて申しますならば、水質汚濁防止法との  
關係を申し上げますと、基準は保安法上も同様に  
適用されるということでございますが、規制その  
ものは鉱山保安法によるという運用になってお  
るわけでございます。このように、公害諸法と  
のいろいろ入り組んだ關係がございまして、この  
特別措置法は、あくまで鉱山保安法の特別法で  
ございまして、保安法と同一の性格を有すると御  
解釈願ってつけようと思  
います。

○竹村委員 次に、法案に關連して、政府の金属  
鉱業政策についてお伺いいた  
したいと思います。

最近の金属鉱業を取り巻く情勢は、きわめてき  
びしいものがあります。特に中小鉱山にとつて  
は、内外ともにきびしい条件に立たされているの  
であります。今回提案された鉱害対策法に見られ  
るように、国内においては鉱害問題防止の解決に  
迫られ、また円変動相場制という異常事態に直面  
し、この際、鉱害対策をはじめ鉱業政策全般にわ  
たる再検討が必要であると思  
うのであります。

そこでお尋ねいたしますものでありますけれども、  
まず第一に、変動相場制移行という事態に対処  
し、金属鉱業に對しいかなる施策を講ずるのか、  
お聞かせ願いたいと思  
います。

○塩川政府委員 竹村先生のおっしゃる通りに、  
確かに現在わが国の金属鉱山は内外ともに非常に  
多くの問題を持ってあります。その中の一つとい  
たしまして、円の変動相移行に伴って、採算ペ  
ースも非常に苦しい状態になってきたといものは  
事実でございます。しかし、何といたしまして  
も、わが国の基礎的な資源を安定的に確保する  
という観点から、このように鉱山に對しては、やはり  
国として手厚い保護を知りたければなら  
ないと思  
います。特に御承知のように、このように種  
類の鉱山は、いわば中小鉱山が非常に多いので  
ございまして、どうしても政策の重点を中小鉱山  
を對象にした政策にしほっていかねばなら  
ないと思  
うのでございまして、今後とも一そ

れを強化していきたい、このように思  
っております。

○竹村委員 いま具体的に考えておられる施策が  
あれば、お示しを願いたいと思  
います。

○外山政府委員 最近のような情勢変化の中で、  
非鉄金属鉱業、特に中小鉱山に對してはその  
影響が著しいということになると思  
います。現在  
でも、非鉄金属鉱業政策の中で、中小鉱山に對し  
ましては他のものよりは手厚い措置を講じている  
ことは御承知のとおりだと思  
います。たとえは探  
鉱助成につきましても、中小鉱山に對しては補助  
金を出しておるわけでございます。そういう意味  
の差はつけておられますけれども、今後こういう情  
勢変化の中でさらにとりかたが必要であらう  
か。場合によっては、もう一つ補助金の項目を設  
けることも必要かもしれない。あるいは現在の補  
助金の補助率を上げることも必要かもしれない。  
そういう角度で、現在情勢の変化を見ながら今  
後の対策の強化を検討して  
いるところでござい  
ます。

○竹村委員 ただいまお話にありましたよう  
に、中小鉱山に對しては特段の配慮が必要だろ  
うと思  
います。鋭意御努力をいた  
したいと思います。い  
うに要望申し上げたいと思  
います。

次に、現在一山一社制に第二会社をつくって移  
行する傾向が強く出てお  
りますけれども、この傾  
向について、どう思われ  
ますか。

○外山政府委員 確かに企業が自分の行き方とし  
まして御指摘のような方向で分離をしたりするよ  
うなケースがあることは事実でございます。しか  
し、基本的には企業が自主的にそ  
ういった方向で  
判断するということは、これはやむを得ないこと  
であると同時に、企業自身がそ  
ういふことをみず  
から判断してやらなければ  
いけない、こう考  
えて  
お  
ら  
れ  
て  
い  
ま  
す。

特に、大企業が地域社会に大きな影響を持って  
いる場合に、閉山あるいは分離といふふうな  
ことで地元地域社会に不安を  
与えるといふふうな  
ことがあるとすれば、これは非常に問題でござ  
い

ます。その経営方針の変更の中でも、特にそういったことに十分に慎重な配慮をするよう、私どもとしては指導しているわけでございます。今後、そういった分離によって実態がもしも中小鉱山になるといふふうなことになるれば、中小鉱山に対する政策を適用するということも必要でございます。

それからまた、分離に伴って鉱山労働者あるいは地域社会に好ましくない影響が出るということがあると思われ、これは慎重に企業に対して指導すると同時に、地域社会の問題につきましましては、今後とも十分な配慮を都道府県と協調してやっていかなければならない、こう考える次第でございます。

いずれにしても、分離だけでは直ちに問題があるわけではなく、企業自身が自主的にきめることではございますが、その影響の見通しといったようなものについては、私どもとしては慎重に考えてまいりたい、こう考える次第でございます。

○竹村委員 先ほど御心配がありましたように、私は分離によって労働対策あるいは鉱害対策上非常に無理が生じてくるのではないかと、このように考えるものであります。このような傾向については好ましくないと思うわけであり、けれども、政府といたしましては、そういう立場に立つて行政指導をされるお考えはないですか。

○外山政府委員 先ほど申し上げましたような考え方で、私どもといたしましては今後とも地域社会への影響、労働者の問題等について、分離の問題が影響を与えることのないよう、十分行政指導をしてまいりたい、こう考える次第でございます。

いずれにいたしましても、今後どのような分離が行なわれるかということについては、実態把握は必ずしも明確でございせんが、さらに実態調査を十分にいたしまして、そういった問題が起こるおそれがある場合には、事前に十分な行政指導ができるように、私どもとしても勉強してまいりたい

い、こう考える次第でございます。

○竹村委員 このまま推移してまいりますと、中小鉱山をはじめ閉山続出という事態が予想されるわけであり、いかなる対策を考えておられますか。

○外山政府委員 現在、先ほど申しましたような角度から実態調査を個々の鉱山についてやる体制にございまして、それで、これに基づきましてどのような見通しになるか、それを頭に入れて、先ほど申しましたような地域社会との関係、労働者との問題、こういった点についての十分な配慮をしていきたい。企業に対する指導、あるいは地域問題に対する都道府県との連絡、こういった点についての強化を考えてまいりたい。いずれにしても、今後とどん分分離の傾向が出るのではないかと、御指摘でございますが、私どもとしては、もう少し実態を見きわめた上でその辺の問題点を検討したい、こう考えている次第でございます。

○竹村委員 次に、輸入関税についてお尋ねをいたしたいと思ひます。現行関税は地金、粗銅については一トン当たり二万四千円の関税が課せられるように国内法で保護されております。しかし、輸入鉱石には関税が課せられていないために、四十七年度一年間の鉱石の輸入によって、概算でありますけれども、関税分約百六十億円の利益が業者のふところに入ったというふうにいわれておりますけれども、その点についてはどうお考えですか。

○外山政府委員 御指摘のように非鉄金属の関税は地金にかかっておりまして、輸入鉱石にはかかっていないわけでございます。輸入鉱石に課税するということになりまして、これは実はガットにおきまして無税とするという約束をしております。したがって、国際的に新たな了解も必要であるというふうな問題もございまして、そのこと自体かりに実現を進めるとしても、そういった問題点がある、そういったことについて明確にする必要があるというふうなことがございます。

それで、ただいま、今後の国内鉱山対策として、かりにこれに課税をいたしましてその財源を充てたらどうかというふうな御意見でございますが、私どもとしましては、鉱石にまで関税をかけるということによって、現在国内鉱山のウエイトが現状よりなかつたことになってくるに、さらに需要サイドに対して問題となるような措置を講ずることにはやはり慎重でなければならぬ、こう思ひます。

しかし同時に、国内鉱山の一定量について、何とかしてこの積極的活用をはかるための対策として、どうしてもこういった方向でさらに現行の諸施策よりも一歩前進した政策が必要であるというふうな判断に立つたときには、先ほど言つたような問題点はございまして、私どもとしては、そういった方向の検討をしなければならぬ、こう考えているわけでございます。現在客観情勢の推移の中でこういった問題を見きわめ、さらに、どういった諸対策の強化が現行路線の延長の上にとさらに加えて必要であるか、こういった点は今後慎重に考えてまいりたい、こう考える次第でございます。

○竹村委員 地金や粗銅に関税をかけ、あるいはまた鉱石に課税を免除するといった精神には、国内鉱山の保護がうたわれているというふうに感ずるわけであり、現実には国内鉱山がほとんど休止になつていられる現状を見て、どのようにお考えになりますか。

○外山政府委員 現在の非鉄金属鉱山の縮小傾向の中にはいろいろな問題点があると思ひます。さらに、最近のような通貨情勢の中で、国内鉱山の競争力をどう見るかという問題も加つたという感じがいたします。しかし、やはり国内の探鉱助成を強化し、さらにいい品位の山の発掘ということもここ数年來あるわけでございますから、そういった助成策を強化することによって国内鉱山が品位のいい山にリフレッシュしていく、そういった中で一定量の山が確保できるというふうには私どもは考えているわけでございます。もちろん鉱量

が枯渇するとか、鉱害問題等の問題に直面して閉山したようなケースもあつたと思ひます。今後の傾向が絶対にとまるといふふうには思ひませんが、しかし同時に、一挙に国内鉱山が大きな影響を受けて存続できなくなるというふうなことはならないように、私どもとしては対策の強化を鋭意考えてまいりたい、こう考えておる次第でございます。何と申しまして安定供給の貴重な財源である、あるいは地域社会との関係を考えても、また、海外開発を考える場合の地盤という点を考えましても、国内鉱山については、何とかしてこれの一定量の活用をはかるような助成策を今後ますます強化して考えたいと考えておりますので、先生御指摘のようなことにはならないように私どもとしても努力をしたい、こう考える次第でございます。

○竹村委員 いただいた答弁にもありましたように、政府の方針としては、国内鉱山を保護していく方針であるというふうには理解してよろしいか。また、銅あるいは鉛、亜鉛等の産業の基軸物資の自給量は、これは必ずしも問題だと思ひますけれども、大体最低何％ぐらいが必要だということにお考えですか。

○外山政府委員 数字的に表現することはたいへんむずかしい問題だと思ひます。ただ、現状を申し上げますと、銅につきましましては国内鉱石への依存度が一七、八％、鉛、亜鉛はそれぞれ三〇％から三五、六％のところだつたと思ひます。どの程度の割合が安定供給の問題につながるかという御指摘でございますが、数字的にそれを表現するよりも、私どもとしましては、現状程度の国内鉱山の安定供給は確保したい。その中で、中身がいい山に悪い山がかわつていくということはあると思ひますが、その程度の国内鉱山が確保されることを望ましいと思ひます。

○竹村委員 現在程度の自給率は確保したいという答弁でありましたけれども、そのためには、具体的にどのような施策を講じようとしておられるのか、お伺ひしたい。

○外山政府委員 現在とっており政策の強化をはかっていると考えておるわけでございますが、一つは、先ほど来問題となっております関税の問題でございます。これはやはり保護策としては基本をなすものでございます。いろいろな物資が関税の引き下げの要請の激しいあらしの中にござりますが、非鉄金属だけは、何とかこれを維持してまいりたい、こう考えて、現在も定率法の改正を提案しておるわけでございますが、そういう関税上の保護はやはり今後とも考えていきたい。これが一つでございます。

それから、探鉱助成策というのにつきまして、現行の制度をさらに強化することを考えたいと思っております。先ほど申しましたように、現在の個々の制度の補助率なり割合なりを強化すると同時に、ことしからまた始めます探鉱助成の第二期の計画、広域調査、精密調査等の措置につきましても、その助成の内容を拡充していくということも今後必要だろと思っております。そういう保護策と助成策両方を含まして、何とか国内鉱山の状態に即した助成策がはまるように努力してまいりたい、こう考えておる次第でございます。

○竹村委員 最後に、現在の国内鉱、輸入鉱石の関連を考慮して、輸入鉱石にも関税をかけて、地金、粗銅等の関税を含めて、財源として一般会計からも思い切つて金を出して、鉱害対策をはじめとして鉱山保護、労働対策など抜本的な対策を考へるべきではないかというのを提案をして、そのことに対するお考えをお聞かせ願つて、質問を終わりたいと思つております。

○堀川政府委員 先ほど外山局長が答えましたように、鉱石に対しては関税をかけるということには国際的な問題もございます。これは一がいに私から即答できる問題ではないと思つてござりますが、しかし地金に対する関税は、これは国内鉱山保護の立場から、ぜひともわれわれは買ひたいと思つておるものであります。そして先生お尋ねの鉱害対策なりあるいは探鉱

資金あるいは技術援助、こういうようなものをしより振興策をはかれないこととござりますが、それに対する財源を、何とかそういう関税を財源にしてというお考えでございますが、確かにその一部に当たるものもございましょう。地金に對するものが一般会計に入りまして、それが回つてくることもございましょうが、しかし、それはまた別の立場から財源はつき込んでいくべきであると思つておられます。

いずれにいたしまして、数回御答弁いたしておりますように、国内鉱の維持、振興ということには、わが国の基礎資源の安定供給という立場から、そしてまたその鉱山の持つておられます地域社会との関係、やはり山間僻地のところに社会をつくつておられるのでございまして、こういう方々に急激な変化を起さしてはいかぬという立場から、慎重に考へていかなければならぬと思つておられます。鉱石の確保については一段の努力を重ねていくつもりでございます。

○稲村(佐)委員長代理 板川正吾君。

○板川委員 きょうは議題となつておられます金属物探鉱促進事業団、主としてこれに關して質問いたしたいと思つております。

鉱害問題は、いづれ提案になつた後、あわせてあとで質問いたします。とりあえず事業団について質問いたしますが、この金属物探鉱促進事業団の沿革と申しますか、いつ発足をし、どういふ事業内容を持ち、実績を持つておるか、こういう点をまず説明していただきたいと思つております。新しい議員もおるわけでありまして、過去のこの事業団の実績について、あるいは知悉してない点もあろうかと思つております。一応その点からひとつ説明をしていただきたいと思つております。

○青木政府委員 金属物探鉱促進事業団の設立以来の経緯を簡単に私どものほうから御説明いたします。後ほど鉱山石炭局から補足していただければいいかと思つております。そもそもこの事業団ができましたのは、昭和三十

十七年当時、貿易の自由化に対処するためにわが国の鉱業の体質を強化するという目的でつくつたものでございます。

設立は、昭和三十八年四月に金属物探鉱融資事業団法が公布されまして、五月二十日に、金属物探鉱を急速に促進して、その優良資源の確保をはかり、もつて金属物探鉱の国際競争力の強化に資するために、金属物探鉱に必要資金の貸し付けを行なうことを目的にいたしまして、金属物探鉱融資事業団が設立されたわけでございます。

その設立後、事業団の業務内容の範囲の拡大とともに名称も変更いたしました。現在に至つてお

その業務範囲の拡大の歴史を申し上げますと、昭和三十九年に精密調査業務を追加いたしました。金属物探鉱促進事業団というふうに改称いたしました。

昭和四十一年に広域調査業務を追加いたしました。

昭和四十三年に海外関係業務を追加いたしました。この海外関係業務は、第一が海外探鉱融資でございます。第二が海外地質構造調査、第三が海外開発債務保証、第四が資料、情報の収集、提供及び海外調査員の派遣ということとござります。それから同時に、金鉱山の基礎的な地質構造調査業務というものを追加いたしております。

それから、昭和四十五年に資源開発協力基礎調査業務というのを追加いたしております。それから、昭和四十六年に地域開発計画調査業務というものを追加いたしております。

昭和四十七年に海外におけるウランの探鉱に対する成功払い融資制度、地質調査船の建造業務というものを追加いたしております。

このうち、法文上明確に追加いたしておりますのは、昭和三十九年の精密調査業務、それから昭和四十一年の広域調査業務、それから四十三年の海外関係の業務追加ということとございまして、あ

とは実質上の措置として追加いたしております。それから、金属物探鉱促進事業団の現況でございますが、資本金は政府が全額出資することとされております。当初二億円で発足いたしまして、その後追加出資を受けまして、四十七年度末においては六十九億円でございまして、それから、機構及び定員でございますが、役員が現在四名、そのほかに非常勤の理事が一名でございます。職員が百十一名、計百十五名の組織でございます。

概略御説明いたしました。以上が概要でございます。

○板川委員 鉱物資源は、エネルギーとともに産業に重要な資源であります。エネルギーが産業の血であるならば、鉱物はいわば産業の栄養ではないかと思つております。エネルギーでもあるいは鉱物でも同じであります。大切なことは安定的な供給を確保する、こういうことが私はエネルギーや資源対策で最大の課題であらうと思つております。この安定的な供給を確保するというのことに對して、わが国は資源が少くない国で、海外にその大半をたよつておるわけですが、国内の資源というのが一番安定供給の源であることは言うまでもないのであります。

最近、御承知のように、国内の金属鉱山が相次いで閉山をいたしております。これは昭和三十四年から四十六年の統計であります。鉱山は、三十四年から七百三十三あったが、四十六年には百六十三、五百七十の鉱山が休廃止となつておるわけがあります。そのうち、銅山が百九十二あったのが、四十六年には四十五で百四十七が休廃止になつておる。従業員も、三十四年には七万四千人おつたのが三万四千となり、四万人も減つておりました。製錬所の数も十七あったのが十五になり、製錬所の従業員も一万二千いたのが六千人となつて半減しておる、こういう状況が続いておる。最近、さらにこの休廃止鉱山のテナポが早まつてきておると思つております。最近における鉱山の休廃止状況について説明をしていただきたいと思つております。

○外山政府委員 四十六年までの状況、その前十年間の状況については、ただいま御指摘のとおりでございますが、最近の状況を申し上げますと、四十五年四月に、稼行中の国内金属鉱山数は二百四十六、従業員数は三万四千三百人でございまして、その後閉山が相次ぎまして、四十七年の十一月には、七十四減りまして鉱山数が百七十二になっております。それから従業員数は二万七千九百人で、その間六千四百人の減少をしているわけでございまして。

○板川委員 これはあとで私大臣に詰めて何うつもりでおるのですが、国内金属鉱山の今後、将来というものは、どういふふうには政府は見通しを持っておるのか。御承知のように、一昨年は円の切り上げがあり、今日はずでに二〇多近の円の切り上げが実質的に行なわれておる、こいう状況の中で、国内の金属鉱山の将来を政府は一体どう考えておるかというのを聞きたいのでありますが、これはまた大臣等に伺います。

先ほど竹村委員から話がありました点、この関税の問題でちよつとお伺いしますが、銅の地金価格、これはどこでどういふふうになりますか。  
○外山政府委員 銅には御承知のようにLME相場というものがございまして、国際的にロンドンで相場が地金価格としてきまるといふこととございまして、その影響を受けるといふこととございまして。

○板川委員 LME、ロンドン相場ですね。これがいまれば世界のどこでもこの相場によって取引が行なわれるということになります。  
それでは、鉱石価格はどういふ基準をもつてきまりますか。

○外山政府委員 そのLMEの地金相場から見ましても、製錬費を加味して鉱石の値段がきまるといふこととございまして。

○板川委員 そうですね。鉱石の価格はロンドン相場で地金の価格がきまる。地金の相場がきまるとなれば、今度は鉱石から地金が幾らとれるかというのを勘案して製錬費を差し引いたもので鉱石の値段がきまる、こいうことになつておる。したがって、銅も鉱石も、国際相場、ロンドン相場によって左右されておるといふことになつておるわけでありまして。現在の仕組みは、もしこの国際相場ト三十八万五千円が下がった場合には関税をかける、こいうことになつておるわけですね。そしてその関税をかけるのは鉱石にはかけない、地金にかけます。しかし地金にかけると、国内に輸入される値段がそれだけ高くなれば、国内の鉱石を持つ鉱山は、したがって銅の価格が上がるから国内の販売価格も上がるといふ仕組みで、国内の鉱山を保護しておるといふことになつておるわけですね。したがって、私は、この三十八万五千円という基準が実態に即しているかどうか、これが一つのポイントであろうと思つておる。この三十八万五千円という銅の価格のポイントですね。これが今日なお実態に即しておるとお考えでありますか。

石の値段がきまる、こいうことになつておる。したがって、銅も鉱石も、国際相場、ロンドン相場によって左右されておるといふことになつておるわけでありまして。現在の仕組みは、もしこの国際相場ト三十八万五千円が下がった場合には関税をかける、こいうことになつておるわけですね。そしてその関税をかけるのは鉱石にはかけない、地金にかけます。しかし地金にかけると、国内に輸入される値段がそれだけ高くなれば、国内の鉱石を持つ鉱山は、したがって銅の価格が上がるから国内の販売価格も上がるといふ仕組みで、国内の鉱山を保護しておるといふことになつておるわけですね。したがって、私は、この三十八万五千円という基準が実態に即しているかどうか、これが一つのポイントであろうと思つておる。この三十八万五千円という銅の価格のポイントですね。これが今日なお実態に即しておるとお考えでありますか。

○外山政府委員 ただいまの関税の上限並びに二万四千円という関税額につきましては、四十六年の関税率審議会が決定したものでございまして。したがって、そのときは、前の円の問題、通貨問題があつたときにそつと措置を講じまして、若干保護性を強化したというのが現在に至つておるわけとございまして。

○板川委員 したがって、この三十八万五千円という限界コストといふんですか、これは現状に照らして再検討を要請したいと思つておるわけでありまして。要請をしておきます。

それから、時間の関係もありませんから次にお伺いしますが、金の地金が自由化されますね。自由化された場合に、一体国内金山に対してどういふ対策をお考えか。政策を持つておるか、たとえば、輸入によつて国内金山なんといふものはつぶしていつてもいいといふふうにお考えなのか、それともそれに対して何らかの助成政策を考へておられるか、その点を伺いたい。  
○外山政府委員 金の地金は長いことたいへん手厚い保護の中で国内対策が行なわれておりました。

て、御承知のように、一定の政府の指定した者しか輸入できないといふふうなかつこつとをとおつたわけとございまして。これを最近のような国際情勢の中で自由化をするといふことになりまして、その保護の問題が一挙に国内鉱山の死活の問題になるという認識に立ちまして、私どももいたしましては、自由化を進めるけれども、同時に対策も強化しなければいけないといふことで、いまお願いを申し上げておる予算案の中に二つの新しい制度があるわけとございまして。

一つは、新たに国内金山に対する探鉱助成費とございまして。これはいままで困がみずから見るといふかこつこつではなかつたのでございまして、新たに五億程度の金をつけます。これについての助成策の強化をやるうといふことが一つとございまして。

それからもう一つは、過去十年來六百六十円という値段の中で国内金山は一応安定した経営を続けていたわけとございまして。したがって、その六百六十円を下回るような国際価格になる場合は、その分までの価格差補給をすべきであるといふことで、その価格差補給のための金額を予算に計上させていただいておるわけとございまして。いまのところは、海外の金価格は異常に上がつております。したがって、そつとこつと上つた問題点がございまして、もしも自由化に伴つて非常に下がるといふような場合、つまり従来の六百六十円よりも下がるという場合には、その価格差を補給して金鉱山が安心して操業できるようにしたい、こつと考へておる次第とございまして。

○板川委員 わかりました。  
次に、国内鉱山の開発といふことに関連しまして、海洋資源の開発といふのがたいへん重要であると思つておる。地球上に賦存する鉱物の中で、陸上にあるのは何らかの方法で探知でき開発もされておるのでありますが、海洋資源の開発といふことに対して、この場合には石油、ガスを言いません。金属鉱物といふことにいたしますが、こ

の海洋資源の開発に対して、国は、どういふような政策を持ち、指導されようとしておられますか、その点を伺います。  
○外山政府委員 海洋の鉱物と申しますと、もちろん石油及び天然ガスも入るわけとございまして、いま御指摘のように、金属鉱物に限つて申し上げますと、大陸だの金属鉱物資源といふ問題と、もう一つは、海底深くに賦存しているマンガン、ジュール、これはいろいろな貴重な金属のまじつた鉱物とございまして、そつとこつとものが海底深くに賦存されている。それをどうするかといふ問題と、この二つの問題が、海洋の金属鉱物資源の問題だらうと思つておる。

前者につきましては、これまで工業技術院の地質調査所が、主として砂鉄を目的とする調査を行なつておりました。しかしながら、これまでの調査も非常に局部的なものでございまして、浅いところに限られておりました。大陸だの基礎地質、そつとこつとものを十分つかまれているといふふうにはいえないわけとございまして。このため通産省といたしましては、いまこの金属鉱物探鉱促進事業団に発注をして建造をしていられるところとございまして、地質調査船といふようなものの建造をはかりまして、その就航を待ちまして、日本周辺の大連だの基礎知識を体系的に調査しよう、そして鉱物資源探鉱の促進をはかつていきたい、こつと考へておる次第とございまして。

それから、もう一つの海底二千ないしは六千メートルの深い底にありますが、ニッケル、コバルト、銅、マンガン、こつとこつとものを高品位に含有するマンガン、ジュールといふのが大量に賦存しておるといふことが世界的に大きな関心を集めておるわけとございまして、わが国もいたしまして、これまでこのところは、工業技術院の地質調査所あるいは公害資源研究所が中心となつて、南西太平洋の深い海の調査を行なつてまいりました。しかし、これまでこのところ、専用の船もない、それから調査の機械も非常に不十分であると

の海洋資源の開発に対して、国は、どういふような政策を持ち、指導されようとしておられますか、その点を伺います。  
○外山政府委員 海洋の鉱物と申しますと、もちろん石油及び天然ガスも入るわけとございまして、いま御指摘のように、金属鉱物に限つて申し上げますと、大陸だの金属鉱物資源といふ問題と、もう一つは、海底深くに賦存しているマンガン、ジュール、これはいろいろな貴重な金属のまじつた鉱物とございまして、そつとこつとものが海底深くに賦存されている。それをどうするかといふ問題と、この二つの問題が、海洋の金属鉱物資源の問題だらうと思つておる。

いうことで、相当外国に比べておくれをとつてお  
るのが現状でございます。

〔稲村(佐)委員長代理退席、田中(六)委員長長代  
理着席〕

今後その貯存量の膨大さにかんがみますと、か  
なり安定的な供給源になり得るのではないかと  
いうことも考えられるわけでございます。やはり  
これに對しても、いま建造中の地質調査船とい  
うものの就航を待ちまして、こういつたマンガン  
ジュールの本格的な探索といった方向に一步でも  
踏み出した、こう考えておられる次第でございま  
す。

○板川委員 地質調査船は、今度の予算に計上さ  
れておりますね。

次に伺いますが、この探鉱促進事業団は、いま  
まではこうした前向きな仕事を担当しており、今  
度は公害防止といういわば後ろ向きな事業もこ  
の事業団で担当することになるわけでありませ  
う。そこで伺いたいのですが、土地改良事業は事業  
団の対象事業となるかどうかということをお伺い  
します。

この間、私は足尾に調査に行つてまいりました  
が、足尾には堆積された鉱滓が何十年、何百年と  
いうふうにあるわけでありませう。もちろんある種  
の安全性をもつて堆積をしておるわけでありませ  
う。しかし、地殻の変動やあるいは地震その他に  
よつて、あるいは大雨のときに山くずれ等によつ  
てそれが破壊され、流れ出さないとはいへないも  
のがあつたわけでありませう。したがつて、さうい  
う鉱滓の原因となる鉱滓の堆積場をただ単にどろを  
かぶせておくというだけじゃなく、土壌の改良  
をする必要がありませう。

足尾では、足尾町とそれから古河鉱業ですが、  
力を合せて、この鉱滓の古いものを掘り出して  
きて、それで下水用土管をつくつておる。さうい  
う事業を興しておられます。普通の下水用土管で  
す。酸性に弱くしてあります。普通の下水用土管  
とれたものは、普通のものよりもずっと重く酸性  
にも強いというので、さういふ面で需要が非常に

多くなつておるさうでありませう。さういふよう  
に、一たんたまつておるものを他に利用し、その  
あとの土壌を改良していくことが必要では  
ないだらうか。さうでない、ただ埋めて木を植  
えてだじょうぶだらうと思つていたら、大風水  
害等によつてそれが流れ出すおそれもあるとい  
ひ、さういふわけでありませう。今度の促進事業  
団の中に、さうした土壌改良を含めた事業とい  
うものが対象になり得るかどうか、伺つておきた  
いと思ひます。

○青木政府委員 土壌改良の問題について、私  
のほうからお答えいたします。

鉱滓によりまして汚染された土壌の改良事  
業につきましては、土壌汚染防止法という法律が  
ありまして、農地の土壌汚染、客土その他によ  
りまして、改良事業はこの法律の適用でやつてお  
ります。したがつて、私どものほうの現在考  
えておられます鉱滓防止事業とは区分して考  
えておられます。

○外山政府委員 ただいま板川先生から足尾にお  
ける鉱滓の有効利用の御指摘がございました。確  
かにさういふこととあり、現在陶管原料、窯業原料  
としての利用方法がございまして、足尾鉱山等  
は鉱滓を利用して陶管の製造を行つておるとい  
うことはそのとおりでございます。

私どもとしては、このような鉱滓の有効利  
用が各鉱山の事情に應じて適切に行なわれる  
といふようなことをはかるための指導を行なつ  
てまいりたい。そのため鉱滓の安全な利用方法につ  
いても、必要があれば技術面での助成策、たと  
えば重要技術研究補助金といったものがございま  
す。さういふものを対象にいたしまして、技術  
的な助成も考えていたらどうだらうか、さう考  
えておられる次第でございます。

○板川委員 次に、この事業団の事業の一つであ  
る海外の資料センターがありませうが、この資料セ  
ンターではどういつたものを資料として発行し、  
それを一般に配つておられますか。これはあとでそ  
の資料を出してもらいたいと思ひますが、資料セ

ンターの事業の状況といひますか、これをちよつ  
と一言でいいですか説明してください。

○外山政府委員 金属鉱物探鉱促進事業団は、当  
初のスタートは国内探鉱で始まり、四十三年に、  
先ほどお話がございましたように、海外開発に  
乗り出すといつたようなことで画期的な段階を迎  
え、さらに今回は、鉱滓の防止まで事業に加える  
といふふうな画期的な変化をそのつどの情勢の中  
でやつてまいつたわけでございます。

いま御指摘の資料センターという問題は、今後  
の海外鉱物資源開発の強力な推進のために非常に  
大事な資料を提供するわけでございます。私  
どもとしては、ここで必要な資料の一元的な集  
中保管、さうして同時に整理分類といったこと  
で利用が適切に行なわれる、活用が広く行なわれ  
ることを願つて、今後とも十分この利用を  
はかつてまいりたい。四十三年度から全額政府  
補助金をもつて業務を開始しておるわけござ  
います。今後ともこの体制の拡充強化をはか  
つてまいりたい、さう考えておる次第でござ  
います。

○板川委員 金属鉱物探鉱促進事業団についての  
質疑はこの程度にいたします。いずれも一つの  
鉱滓防止の法案が提案されましたならば、あわ  
せて鉱滓政策全般について質疑をいたしたいとい  
うことで留保いたします。

次に、大臣が来るまで若干時間がありますか  
ら、次の問題について伺いたいと思ひます。  
これは金属鉱山及び石山鉱業、石灰石とか採石  
とか、さういふ事業経費の中で爆薬といふのが相  
当なコストを占めておるのであります。私がいま  
これから質問したいことは、この金属鉱山にしま  
しても石山鉱業にいたしても、いま相当な経  
営困難になつておる。しかも、爆薬がその経費の  
中で相当なコストを占めておる。爆薬について、実  
は安全で安い爆薬が発明された。ところが、旧来の  
火薬業界では、さういふ新しい爆薬の参入を拒否  
する体制があります。前回、ずっと前でありませ  
うが、アンホといふのがありまして、このアンホと

いふのもわりあいダイナマイトよりも扱いが簡  
単で安い。このアンホが発明されたが、さうい  
う産業火薬業界で、それに反対してなかなかできな  
かつたのであります。当委員会が私が取り上げ  
た結果アンホが採用され、そして地方の鉱山や石  
山に行きますと、安くて安全な爆薬が使用できる  
ことになつたので非常に助かつた。さういふ発  
言等も聞かれておるわけでありませう。今度は、そ  
のアンホよりもさらに安くて安全性のある爆薬が  
発明されたといふことであれば、この業界で参  
入を許すといふことは当然であらうと私は思ひま  
す。その問題について質問をいたしたいと思  
ひます。

まず、警察庁に伺ひますが、昭和四十六年六月  
ごろ、栃木県佐野警察が、栃木県警の指揮のもと  
に、高山某はか二人を火薬類取締法違反として任  
意出頭を求め、九回にも及んで取り調べをし、そ  
して事案は足利警察庁支部に書類送附された。足  
利警察庁支部でも前後三回にわたつて取り調べを  
した結果、四十七年十二月に起訴猶予になつた  
といふ事件があります。

その事件の違反と思はれる事実は、許可を受け  
ないで火薬類を製造したこと、法で許されてい  
る以上の大量の消費、実験をした、あるいは無資格  
者が取り扱つたといふようなことらしいのであり  
ますが、とりあえずさういふ事実があつたかどう  
かといふことと、その事実についての所見を伺  
いたいと思ひます。

○相川説明員 お答えいたします。  
ただいまお尋ねの新しい火薬の実験に関する事  
件は、埼玉県大宮市に所在いたします日本ユニゲ  
ル—ユニゲルといふのは粉材でございます。ユニゲ  
ルも、ユニゲルの製造会社で、御指摘のように栃  
木県の田沼町等におきまして、硝安、ユニゲル及  
びアルミ粉末を混合した新しい爆薬を製造いた  
しまして、爆発の実験といふことで消費していら  
さるがございませう。

この事案につきまして、たしか四十六年の二月  
ごろでございましたが、私ども警察が認知すると  
ころとなりまして、栃木県の警察本部では、所轄

署が佐野警察署の管内でありますので、この警察署に指揮をいたしまして捜査を始めたいわけであり、その結果、爆薬の無許可製造、それから無許可消費という疑いがございましたので、火薬類取締法に該当する爆薬になるかどうかということにつきまして、検察庁を通じて通産省にも照会をいたしました。通産省からは、この新しい実験をいたしております爆薬なるものは火取法にいうところの爆薬に該当するといふ積極的な見解、回答もいただきましたので、本格的な捜査を始めたいわけです。

捜査の概要について申し上げますと、これは関係府県が多ございまして、実に三十一都道府県に及びまして、それから参考人も百四十名以上取り調べをいたしましたわけですが、その結果、この会社の役員など三名のものにつきまして、四十二年の八月から四十五年の十一月ごろまでの間に、大体十回くらいにわたって、先ほどお話し申し上げました硝安あるいはユニゲル、アルミ粉末、こういうものを混合した硝酸塩を主とする爆薬、合計七百七十キログラムくらいございまして、これを無許可で製造し、しかも実験という名前のものに無許可で消費していたことに結論を得まして、捜査を終わりました段階で、たしか四十六年の十月初旬ですが、これを宇都宮地検の足利支部に書類送致をいたしました。

私どもの聞いておりますところでは、先ほどお話しがありましたように、四十七年の十月の末に、これら被疑者三名について、検察庁では、起訴猶予処分ということで、一応事件は落着いております。

○板川委員 現物がここにあるのですが、それを火薬類取締法の無許可で製造したということであれば、懲役三年以下、罰金三十万円以下、こういう刑罰が課せられて当然だと思っております。しかし、これが起訴猶予になったのはどういふ理由でありますか。起訴なら起訴、不起訴なら不起訴と、その理由を明示して明らかにすべきじゃないでしょうか。なぜ理由を明示しないで起訴猶予に

なつたのか、この点はどういふふうにお考えですか。

○相川説明員 私ども警察におきましては、事件の容疑がございまして、当該事実につきまして捜査をいたしまして、それを検察庁に送致をいたすのが、通常の事件捜査のあり方です。

今回のこの事件につきましては、私どもが事件送致をし、その後、検察庁におきまして起訴猶予処分ということになつたと聞いておりますけれども、それでは検察庁がどういふ理由で起訴猶予をいたしましたのか、その点については、検察庁の判断でございまして、私としては、どういふ理由でそうなつたかについては推測しか申し上げるわけにいかないのです。したがって、私からその理由をいま申し上げることができないような事情にございまして。

○板川委員 起訴なりあるいは不起訴にする場合には、その理由を明示しなくてはなりません。しかし、起訴猶予の場合には明示をしなくていい、こういうことではありますから、本来爆薬として、しかも大量に消費したといふのであれば、三年以下の懲役、三十万円以下の罰金、いずれかにするとか、あるいは不起訴ならこれこれの理由で不起訴にする、こういう理由がほしかったわけでありまして、実は起訴猶予であるために、新しい発明者としては、何が原因で、われわれのこの安全で爆発力を持つ新しい爆薬が受け入れられないのだらうかという気持ちを持つわけでありまして。

そこで、次に通産省に伺いますが、通産省がこれを爆薬とした根拠はどういうことでしょうか。

○青木政府委員 通産省としましては、これを火薬類取締法上の爆薬といたしました理由は次のとおりでございます。

火薬類取締法上の爆薬とは、可燃物と酸素供給剤が適切に混合され、ある一定の条件下で起爆した場合において爆発し、破壊的爆発の用途に供せられるものであるというふうに解しております。この場合、可燃物としましてはアルミがございまして、酸素供給剤としては硝酸アンモニウムがございまして、これが爆発の用途に供する目的で製造されたものでありまして、警察から入手しました成分配合比や実験結果から見ましても、火薬類取締法の第二条第二号にいう硝酸塩を主とする爆薬とする

と解釈しまして、警察のほうにもそう回答した次第でございます。

○板川委員 これは火薬類取締法第二条第二号の口にある硝酸塩を主とする爆薬という規定でありますね。これは、あるいはさういふ解釈をするのは当然だと私も認めます。では、この場合、製造許可、輸送、販売、こういうことについてはどういふ規定がございましてか。

○上杉説明員 製造につきましては、法律の第三条及び第四条に許可を受けるべきことが書いてございまして、消費につきましては、法律の二十五条におきまして、やはりこれは都道府県知事でございまして、都道府県知事の許可を受ける必要があるという規定になっております。

それから、運搬につきましては、十九条におきまして届け出をする必要があるということになっております。

以上でございます。

○板川委員 私がここで言いたいことは、おそろく火薬類取締法ができたときには、この種の爆薬というものは想定をされないと、しかしこの規定がある以上、この規定で取り締まるといふことになりまして、実は実態とはなはだ違ふような状況になつておるということではあります。

この問題となつておるUSM、ウルトラ・スラリー・ミキスターというのの自体が爆発するものではないのですが、爆剤として使用目的を持つものであります。したがって、これは火薬類取締法の対象になることは当然でありましょう。この爆薬の材料にいうのは、硝安、すなわち硝酸アンモニウムに無機膠質のゲル剤、これは一種の粘土だそ

うであります。これを複合してスラリー状態に製造しておく。もう一つは、アルミの粉を用意し、これは装飾用にも使つておりました。これ自体は爆発するものじゃありません。前の硝安は肥料でありまして、肥料に一種の粘土をまぜたからといって、これ自体が爆剤とはならない。この硝安に粘土質のものを複合したものをゲランといつてはありますが、そのゲランに別途用意したアルミの粉を使用前に混合して、それに雷管を差し込んで、少量の火薬を起爆剤として爆発させる、その俥力はダイナマイトに匹敵するといふのであります。これを混合しただけでは、マッチをつけ

ても、火の中にくべても、これ自体爆発するものではない。硝安は肥料として販売している、あるいはこのアルミも塗装用の塗料としてどこでも売つておる。したがって、安全で、火薬のように取り扱ひに非常な注意をしないでは何かの間違いで衝撃を受けて爆発するといふことはないさうであります。これが非常に安くておるわけですね。

そこで、たとえは火薬の製造の場合には、製造する部屋についてどういふ措置をしるか、あるいは保安距離をどうしろとか、輸送するときには、公安委員会に届け出をして「危険」といふ火薬輸送の自動車で運ぶとか、いろいろの火薬に対する危険防止の手当があるわけですが、いまの法律でいうと、これも全然危険性がなく、使つておるに於いて混合して、雷管を差し込んで使うということとださうですが、これもいまの火薬類取締法によつて、相当な距離をおかないとやたらに製造してはいけませんとか、あるいは使用してはいけませんといふことにはつておるわけでありまして。

この火薬の製造というものは、このゲランの場合に、どの段階を製造するに規定してこの法律を当てはめるのか。硝安を肥料会社でつくつておるのを火薬類取締法で取り締まつておるわけはない、アルミの粉をつくつておるのをこれもまた火薬類取締法で取り締まつておるわけではない。だから、この場合に、製造とは一体どういふ条件下におけるものを製造とお考えですか。

製造しては、これを火薬類取締法上の爆薬といたしました理由は次のとおりでございます。

○青木政府委員 先ほど御説明しましたように、火薬類とは酸素供給剤と可燃性物質から構成されているわけでございますので、その爆薬におきましても、硝酸アンモニウムとアルミニウムとが混合される段階から爆薬の製造過程に入ることになると解釈しております。ですから、ゲルと硝酸アンモニウムとか、ゲルとアルミニウムとの段階では爆薬には該当しないのでございます。たとえば、ゲルと硝酸アンモニウムとアルミニウムを混合する段階から火薬類の製造過程に入るといふふうに解釈されております。

○板川委員 この混合する段階で製造というふうに見られるということになれば、その途中まで、輸送する段階では、別に公安委員会に届け出をして危険予防する必要はないということになりますね。

そこで、火薬類取締法施行規則の第四条にこういう規定があるのです。これは必要ならどこで読みますが、「前項第四号から第八号まで、第十一号、第十三号、第十八号および第二十三号の二から第二十七号までに規定する基準については、通商産業大臣が土地の状況その他の関係により危険の虞がないと認められた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認められたものをもつて基準とする。」という規定があります。これは一般の火薬の場合には危険工場の安全性の問題とか、保安距離とか、あるいは輸送についての注意とか、あるいは火薬取り締まり資格者の扱いとか、いろいろの規定がありますが、特に通産大臣が危険がないと認められた場合に限り、当該規定にかかわらず、そういうことを省略して、その程度において認められたものをもつて基準とする、こういうふうな、いまこの製造の段階を両方混合したときをもつて製造するということであれば、こういう規定を考慮の上に解釈されたのかどうか、伺いた

○青木政府委員 先ほど御説明しましたように、混合の段階から火薬になるわけでございますが、その前の段階で別々に取り扱っている場合は爆薬

ではございませんで、火薬類取締法の適用を受けないというふうに解釈しております。

○板川委員 そうしますと、これは別々に持つて現地へ向かっておれば、その段階では火薬類ではない、こういうふうな解釈していいわけですね。混合してから爆薬の取り締まりを受ける——わか

それがわかればいいのですが、先ほど言いましたように、既存の火薬業界というのは、こういう安全でしかも安い火薬類が発見され、しかもそれが産業用全体に使われるということを実は拒否する体制があるわけです。これはわからぬでもありません。古いものが新しいものの参入を拒否するということはわからぬでもありませんが、どうも通産省は、火薬業界との関係があるかどうか知りませんが、こういう新しい火薬類、こういう新しい発明品の参入についてあまり前向きでない感じを聞いておるものですから、本委員会でも取り上げたわけでありませぬ。

いずれ関係者が正式に製造許可の書類を出し、あるいは必要とあれば公開実験をして、爆薬として安定性のある爆薬ということであれば、こういう新しい安全で危険のない爆薬の参入を積極的に奨励すべきであらう、私はこう考えますが、塩川次官、いかがでございますか。

○塩川政府委員 仰せのように技術開発でどんどん新しいものが生み出されていくことは、これは大いに歓迎すべきことでございます。したがって、安全性と効果性というものが何らかの方法で実証されるようなことがございましたならば、やはり積極的にこういう安価で有利なものを取り上げていくべきであらうと思っております。できるだけ早い機会に関係所管庁にそのものを提出していただいて、積極的にひとつ御協力を申し上げたい、このように思います。

○板川委員 以上をもつて私の本日の質問を終わります。

○田中(六)委員長代理 ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○田中(六)委員長代理 速記を始めます。

この際、関連質問の申し出がありますので、これを許します。中村重光君。

○中村(重)委員 この第三条の役員の増加なんだけれども、事業団の常任理事、いま何名いるんだしたか、これを二名増加するという必要性はどういうことですか。それだけ答弁してもらって、大臣にあと……。

○青木政府委員 事業団の役員は現在四人います。今回鉱害防止事業を業務に追加いたします。際しまして二名増員することを予定いたしております。

この二名は、新しく改組拡充によりまして鉱害部内の組織を整えることを考えておりました。理事は業務部または技術部の業務に関し、それぞれ対外的責任者としての役割りを果たさせるように考えております。

すなわち、技術部におきましては、休廃止鉱山鉱害防止工事費補助金制度により地方公共団体が工事を実施する場合には事前調査、測量、土質試験または地方公共団体の要請に基づき技術的指導、助言を行なうことになっております。補助金対象工事業量の増大に伴いまして増大する業務につきましては、地方公共団体との折衝をはじめ、適宜適切な処理をする必要がございますので、その責任者としての技術部担当の理事を置くことが必要であるということでございます。

一方、業務部におきましては、鉱業権者の鉱害防止工事費に充てるための長期低利の融資及び金融機関の融資分に対する債務保証等、主として融資関係の業務を行なうことになるわけでありませぬ。この場合、債権の確保に過度の重点を置けば融資できないというために鉱害源を処理しきれないということになります。逆に借り入れ企業の健全性を問われる結果になりかねないというような実態にあるわけでございます。したがって、業務部としましては、鉱業権者の経営内容の審

査、あるいは国、地方公共団体、地域住民等の要請を検討いたしまして調整をはかる必要がございますが、こういう問題のむずかしい処理をいたしますためには、対外的に責任者として業務部担当の理事が一人いるということ、この二名を追加することになっております。

○中村(重)委員 大臣がいまお見えになりましたが、むずかしい問題ではございませんので、常識的な点から大臣に要望しておきたい。

いまこの事業団法の改正ということで、金属鉱物探査促進事業団が、金属鉱業事業団ということに名称を改める。しかも、非常に重要な鉱害防止という役割りを果たす。そうした業務の拡大に伴って、現在の四名の理事を二名増員をして六名にする、いま局長からお答えがございましたように、その役割りと申しましょるか、業務の内容はきわめて重要である。これらのことを考えますと、えてして事業団等をつくるのか、あるいは理事等の増員をするという場合に、天下り人事である、一つの職場をさがすために、こうした拡大あるいは進出等をやるのだという批判等もあるわけですね。通産省といたしましては、いま局長からお答えになりましたような任務の重要性ということから考えまして、そうした批判等は避けなければならぬというお考え方は十分あることとは思いますが、なかんずく中曾根通産大臣は、この人選にあたりましては、慎重にひとつその任務を十分達成し得る人材を登用する、そういうことで、この法律案が成立をいたしましたならば配慮してもらいたい、このように思います。この点ひとつお考え方をお聞かせいただいております。

○中曾根通産大臣 法改正の趣旨に沿うような人事をしなければならぬと思っております。そういう場面に参りましたら御相談申し上げたいと思っております。

○田中(六)委員長代理 内閣提出、金属鉱業等鉱害対策特別措置法案を議題といたします。

金属鉱業等鉱害対策特別措置法案  
金属鉱業等鉱害対策特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、金属鉱物等の採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業(以下「金属鉱業等」という。)の用に供される坑道及び捨石又は鉱さいの集積場の使用の終了後における鉱害を防止するための事業の確実な実施を図るため、鉱害防止積立金の制度を設けるとともに、使用済みのこれらの施設について鉱害を防止するための事業を計画的に実施させるため必要な措置を講ずることにより、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)と相まって、金属鉱業等による鉱害を防止し、もつて国民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「金属鉱物等」とは、銅、鉛、鋅、水銀、亜鉛、砒、お、その他その採掘及びこれに附属する選鉱、製錬等の事業が終了した後においても坑水又は廃水による鉱害を生ずるおそれが多いものとして通商産業省令で定める鉱物をいう。

2 この法律において「採掘権」又は「租鉱権」とは、金属鉱物等を目的とする採掘権又は租鉱権をいい、「採掘権者」又は「租鉱権者」とは、金属鉱物等を目的とする採掘権又は租鉱権を有する者をいう。

3 この法律において「特定施設」とは、金属鉱業等の用に供される坑道及び捨石又は鉱さいの集積場(その使用の終了後に坑水又は廃水による鉱害を生ずるおそれがないものとして通商産業省令で定めるものを除く。)をいう。

4 この法律において「鉱害防止事業」とは、坑道の

の坑口の閉そく事業、捨石又は鉱さいの集積場の覆土、植栽等の事業その他特定施設の使用の終了後における坑水又は廃水による鉱害を防止するために行なわれる事業をいう。

(処分等の効力)

第三条 この法律の規定によつてした処分及び採掘権者又は租鉱権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、これらの者の相続人その他の一般承継人に対しても、その効力を有する。

2 採掘権の譲渡又は租鉱権の消滅があつたときは、この法律の規定によつてした手続その他の行為は、当該採掘権の譲受人又は当該租鉱権の消滅に係る採掘権者の採掘権者に対しても、その効力を有する。

(使用済特定施設に係る鉱害防止事業に関する基本方針)

第四条 通商産業大臣は、この法律の施行前に使用済特定施設に使用済特定施設(以下「使用済特定施設」という。)に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、使用済特定施設に係る鉱害防止事業の実施の時期及び事業量その他使用済特定施設に係る鉱害防止事業の計画的な実施を図るため必要な事項を定めるものとする。

3 通商産業大臣は、基本方針を定めようとするときは、環境庁長官に協議し、かつ、中央鉱山保安協議会の意見をきかなければならない。

4 通商産業大臣は、基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 通商産業大臣は、第二条第一項の通商産業省令の改正により一の鉱物が金属鉱物等となつたときは、当該鉱物に係る特定施設であつて当該鉱物が金属鉱物等となつた日前に使用を終了しているものに係る鉱害防止事業の実施に関する部分を基本方針に追加するものとする。

6 第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。

(使用済特定施設鉱害防止事業計画の届出等)

第五条 採掘権者又は租鉱権者は、鉱山保安法第四十条の規定により措置を講じなければならないものとされる使用済特定施設(前条第五項に規定する特定施設を含む。以下同じ。)に係る鉱害防止事業について、通商産業省令で定めるところにより、使用済特定施設鉱害防止事業計画(以下「事業計画」という。)を作成し、これを鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 事業計画には、使用済特定施設ごとに、実施しようとする鉱害防止事業の内容、その実施の時期その他の通商産業省令で定める事項を記載するとともに、使用済特定施設の配置図その他の通商産業省令で定める書面を添付しなければならない。

3 鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長は、第一項の規定による届出があつた場合において、届出に係る事業計画(同項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)が基本方針に照らし不適切であると認めるとき、又は当該使用済特定施設に係る坑水又は廃水による鉱害を防止するため必要があると認めるときは、その届出を受理した日から九十日以内に限り、当該採掘権者又は租鉱権者に対し、その事業計画の変更を命ずることができる。

4 鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長は、採掘権者又は租鉱権者が第一項の規定による届出に係る事業計画に従つて鉱害防止事業を実施していないと認めるときは、鉱山保安法の規定による措置をとるものとする。

(資金の確保)

第六条 国は、前条第一項の規定による届出に係る事業計画に従つて鉱害防止事業を実施するものに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(鉱害防止積立金の積立て)

第七条 採掘権者又は租鉱権者は、毎年度、鉱山保安法第四十条の規定により措置を講じなければならないものとされる特定施設(使用済特定施設を除く。第十四条第一項を除き、以下同じ。)ごとに、鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長が第四項の規定により通知する額の金銭を鉱害防止積立金として積み立てなければならない。

2 鉱害防止積立金の積立ては、通商産業省令で定めるところにより、金属鉱業事業団にしなければならない。

3 鉱害防止積立金は、金属鉱業事業団が管理する。

4 鉱害防止積立金の額は、当該特定施設に係る鉱害防止事業に必要な費用の額及び当該特定施設の使用期間を基礎とし、通商産業省令で定める算定基準に従い、鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長が算定して通知する額とする。

(利息)

第八条 金属鉱業事業団は、通商産業省令で定めるところにより、鉱害防止積立金に利息を付さなければならない。

(取りもどし)

第九条 採掘権者若しくは租鉱権者又は採掘権者若しくは租鉱権者であつた者は、鉱害防止積立金の積立てをしていない特定施設について、鉱害防止事業を実施するときその他当該特定施設に係る鉱害防止積立金を積み立てておく必要がないものとして通商産業省令で定める場合には、通商産業省令で定めるところにより、当該特定施設に係る鉱害防止積立金を取りもどすことができる。

(承継等)

第十条 採掘権者又は租鉱権者について相続その他の一般承継があつたときは、これらの者が積み立てた鉱害防止積立金は、これらの者の相続人その他の一般承継人が積み立てたものとみなす。

2 採掘権の譲渡があつたときは、当該採掘権者

が積み立てた鉱害防止積立金は、当該採掘権の譲渡人が積み立てたものとみなす。

3 租鉱権の消滅があつたときは、当該租鉱権者が積み立てた鉱害防止積立金は、当該租鉱権の消滅に係る採掘権者の積み立てたものとみなす。

(通商産業省令への委任)

第十一条 第七条から前条までに定めるもののほか、鉱害防止積立金の積立て及び取りもどしに關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(鉱業の停止)

第十二条 鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長は、採掘権者又は租鉱権者が次の各号の一に該当するときは、当該採掘権者又は租鉱権者に対し、一年以内の期間を定めて、その鉱業の停止を命ずることができる。

一 第五条第一項の規定に違反したとき。  
二 第五条第三項の規定による命令に違反したとき。  
三 第七条第一項の規定による積立てをしなればならない場合においてその積立てをしていないとき。

2 鉱山保安法第二十四条の二第二項並びに第二十七条第一項本文及び第二項の規定は、前項の規定による命令をする場合について準用する。

(鉱業権の取消し)  
第十三条 通商産業局長は、採掘権者又は租鉱権者が前条第一項の規定による命令に違反したときは、採掘権又は租鉱権を取り消すことができる。

2 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第四十条の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

(報告及び検査)

第十四条 通商産業局長又は鉱山保安監督局長若しくは鉱山保安監督部長は、この法律の施行に必要な限度において、採掘権者若しくは租鉱権者に対し、その業務に關し報告を求め、又はその職員に、これらの者の事業場若しくは事務所

に立ち入り、特定施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(審査請求等についての鉱業法の準用)

第十五条 鉱業法第七十一条から第七十七条までの規定は第十三条第一項の規定による通商産業局長の処分についての審査請求について、同法第八十条の規定はその処分の取消しの訴えについて準用する。

(罰則)

第十六条 第十二条第一項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者  
二 第五条第三項の規定による命令に違反した者

第十八条 第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 金属鉱業事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十八年法律第 号)第七条第三項の規定による鉱害防止積立金の管理

理由

金属鉱業等による鉱害の現状にかんがみ、その防止を図るため、採掘権者又は租鉱権者が使用する特定施設に係る鉱害防止事業に必要な費用に充てるため、これらの者に鉱害防止積立金の積立てを行なわせるとともに、現に使用済みの特定施設に係る鉱害防止事業を計画的に実施させるための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○田中(六)委員長代理 この際、提案理由の説明を聴取いたします。中曾根通商産業大臣。

○中曾根通商産業大臣 金属鉱業等鉱害対策特別措置法につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

さきに提出いたしました金属鉱物採掘促進事業団法の一部を改正する法律案につきまして御説明いたしました際に申し述べましたように、金属鉱業等による鉱害は、その発生源が、おもに、鉱物の採掘の用に供される坑道及び不要となつた鉱滓等の堆積場という鉱山に特有の施設であり、しかもこれらの施設は、鉱業の終了後も半永久的に存在し、カドミウム、砒素等の人の健康に直接被害を及ぼすおそれのある有害重金属を含んだ地下水または浸透水を排出する等他の一般産業における公害と異なる特殊性を有しております。

このような状況にかんがみ、金属鉱業等における鉱害問題を抜本的に解決するためには、従来に引き続き規制、監督を拡充強化することに加えて、現在までに蓄積されている鉱害源につきま

ては、採掘権者等においてこれを計画的かつ確実に処理し、その一掃をはかるとともに、今後使用する施設につきましても、採掘権者等に対し、その使用終了後における鉱害防止事業の実施に必要な資金の確保を義務づける必要があると考えます。

政府といたしましては、このような施策を実現するためには、特別の立法上の措置が必要であると考え、昨年来鋭意検討を進めてまいりました結果、このたび成案を得るに至りましたので、ここに金属鉱業等鉱害対策特別措置法案を国会に提出いたしました次第であります。

以下同法案の内容の要旨を御説明申し上げます。

第一は、すでに使用が終了している坑道及び捨て石または鉱滓の集積場について、鉱害の防止事業を計画的に実施させるため、通商産業大臣が鉱害の防止事業に關する基本方針を定めることとする。採掘権者等の鉱害防止義務者に具体的な鉱害防止の事業計画を届け出させ、これに従つて鉱害の防止事業を実施させることとする。とであります。

第二は、鉱害防止積立金制度の創設であります。採掘権者等は、今後これらの施設の使用終了後に実施する鉱害防止事業に必要な金銭を、あらかじめ金属鉱業事業団に積み立て、鉱害の防止事業を実施する等の場合にのみ、これを取り戻すことができることとし、今後の鉱害防止事業の確実な実施をはかることとしております。

第三は、採掘権者等に課された以上の措置の履行を担保するための強制措置を講ずることとあります。すなわち、採掘権者等が事業計画を届け出ないとき、鉱害防止積立金の積み立てをしていないとき等の場合には、その鉱業の停止を命ずることとし、さらに、その停止命令に違反したときは、採掘権等を取り消すことができることとしております。

本法案の主要点は以上でございますが、ほかに法の施行に必要な報告徴収、立入検査、罰則等に

関する規定を定めるとともに、附則におきまして金属鉱業事業団法を改正し、金属鉱業事業団の業務に鉱害防止積立金の管理業務を追加することとしております。

なお、法の施行期日は、公布の日から起算して、三カ月をこえない範囲内で政令で定める日としております。

以上が本法案の提案理由及び要旨であります。金属鉱業等の鉱害対策につきましては、さきに国会に提出いたしました金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案とあわせて、その万全を期することとしております。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○田中(六)委員長代理 以上で提案理由の説明は終わりました。

次回は、明十四日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を閉会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十七分散会